



使用済電気電子機器の不適正な 海外流出防止対策等について

出典：平成23年10月24日中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（第49回）資料5

有用資源の国内循環確保のための政策パッケージ

海外での不適正処理防止のための措置

水際規制の強化

バーゼル法の適切な施行、運用等の検討

使用済電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準及び金属スクラップの有害特性の分析手法等を検討
(10/13第1回検討会)

廃棄物処理法の輸出規制

不用品回収業者対策

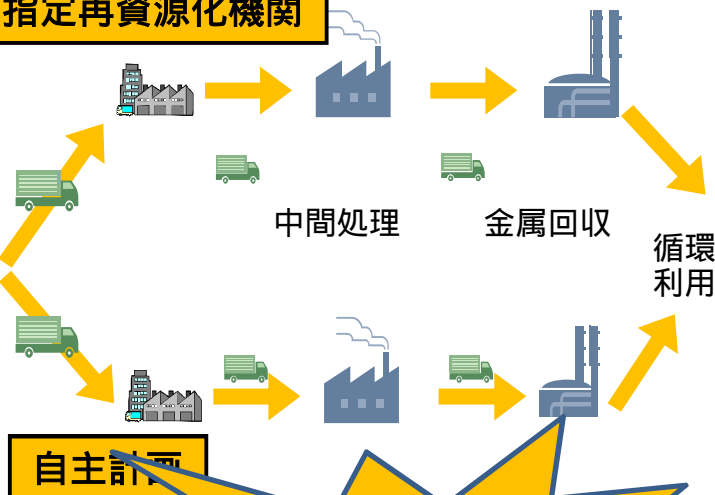
- ・ 廃棄物該当性の判断基準の検討(年内に第1回検討会を開催予定)
- ・ 不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化

持ち去り対策

- ・ ごみ集積所からの使用済電気電子機器持ち去り行為禁止
- ・ 関係行政機関と連携した取締の実施

使用済電気電子機器リサイクル制度の創設

指定再資源化機関



海外での不適正処理が行われないよう、水際規制などを実施

全ての関係者が各々の役割を果たし、協力してリサイクルを実施

使用済電気電子機器に含まれる有用金属

重量 27.9万トン/年、金額 844億円/年

→ 最終処分場に埋め立てられたり、海外に不適正に流出しているおそれがある、これらの有用金属を救い出す。

水際規制の強化 ~ バーゼル法の適切な施行、運用等の検討 ~

現在の制度

鉛等の有害物質を含むものについては、有価物であるか廃棄物であるかに関わらず、リサイクル・最終処分目的で輸出入されるものはバーゼル法規制対象となり、経済産業大臣の輸出入承認、承認に際しての環境大臣の確認等の手続が必要。

現状の問題点

実際には中古利用に適さない使用済電気・電子機器が、輸出の承認を受けずに中古利用名目で輸出されリサイクル又は処分されているおそれがある。
金属スクラップが不均一で多様な品目の混合物である場合等、バーゼル該当性の判断が困難な場合がある。



検討の方向性

「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」(座長:北海道大学吉田文和教授)を設置。

具体的な検討事項は、大きく分けて下記2つ。

有害な特性を有する物質を含む使用済電気・電子機器で実際には中古利用に適さないものが、中古利用の名目で輸出されることがないように、使用済電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準の検討を行う

金属スクラップが不均一で多様な品目の混合物である場合や、基板、パソコン等品目ごとに分類されているが、それに含まれる鉛等の有害物質の重量比の高いものと低いものが混在している場合について、バーゼル法の該当性の判断を適切に行うことができるよう、分析方法、税関での確認方法その他の管理方策を検討する

水際規制の強化 ~ 廃棄物処理法の輸出規制 ~

現在の制度

廃棄物を海外に輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならない(廃掃法第10条、第15条の4の7関係)

廃棄物であることの疑いがある物を輸出しようとする者等に対し、環境大臣は報告徴収・立入検査を行うことができる(廃掃法第18条第2項、第19条第2項関係)

現状の問題点

廃棄物該当性の判断について、個々の構成物が密接に混合しており不可分の場合には総体として廃棄物該当性を判断するが、そうでない場合には、原則として個別の物ごとに判断されるべきであり、税関での水際における取締りに資する即物判断指針等の廃棄物処理法の規制対象となる範囲、要件等について明確化が必要。

また、国内取引では逆有償であっても、安い人件費、日本と海外のニーズの違い等の経済的な要因によって、輸出の場合は有償取引されているものがある。しかし、それが環境に配慮した処理が行われず、一部が投棄等されているのであれば、国内処理の原則(廃掃法第2条の2)に照らし、廃棄物の輸出として規制されるべきである。国外で安易な処理が行われることによる環境汚染や、国内の排出事業者責任が疎かになるような事態があってはならず、廃棄物処理法上の対策も講ずるべきである。しかし、現状においてはこのような事例をチェックできていない。



検討の方向性

廃棄物の疑いがあるものについての対策の検討

不用品回収業者対策

不用品回収業者が集めた使用済製品が海外に輸出されているという事例も散見されるため、不用品回収業者への対策は、不適切な海外流出防止にも資する。

現在の制度

不用品回収業者の行為が廃棄物処理法違反であれば取り締まることが可能。

現状の問題点

不用品回収業者の中には、許可無く排出者から処理料金を徴収した事例や、集めた物品の一部を不法投棄した事例など、廃棄物処理法に違反している者も存在する。これらの者については、より一層の取り締まり強化が必要。

不用品回収業者が収集・運搬・保管等をする物品については、個々の局面ではその廃棄物該当性について判断することが困難であるため、厳正な取り締まりが困難。



検討の方向性

(1) 廃棄物該当性の判断基準の検討

不用品回収業者が行う個々の行為が、廃棄物処理法に違反していないかどうか判断しやすくするために、廃棄物該当性の判断基準について検討する。具体的には「不用品回収業者に係る廃棄物該当性の判断基準検討会(仮称)」を設置し、年内に検討を開始する。

(2) 不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化

不用品回収業者に関する不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化により、さらなる検挙の促進などを実施する。

持ち去り対策

資源ごみとして集めた使用済電気電子機器が、持ち去られた場合には、海外に不適切に輸出されるおそれがあることから、資源ごみ持ち去りへの対策は、不適切な海外流出防止にも資する。

現状の問題点

現在は使用済電気電子機器について資源ごみの分別区分として設けている市町村はほとんどないが、今後、使用済電気電子機器リサイクル制度が施行されると、新たにそのような区分を設ける市町村が増えることが想定される。その場合、これを持ち去って輸出業者等に売却する者が出てくるおそれが高い。

使用済電気電子機器については、リサイクルにあたって有害物質を適正に管理する必要があるが、これが持ち去られた場合、不適正なりサイクルにより環境汚染を引き起こすおそれがある。



検討の方向性

(1) 持ち去り行為禁止

市町村長及び市町村長が指定する者以外の者は、ごみ集積場所に集積された使用済電気電子機器を収集し、又は運搬してはならないこととする。

(2) 関係行政機関と連携した取締の実施

地方公共団体や警察等の関係行政機関と連携して取り締まりを実施するよう促す。